

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

丁目及び新宿区霞ヶ丘町地内

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……（同）…二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…四

○河川予定地の指定……（建設局河川部指導調整課）…五

告示

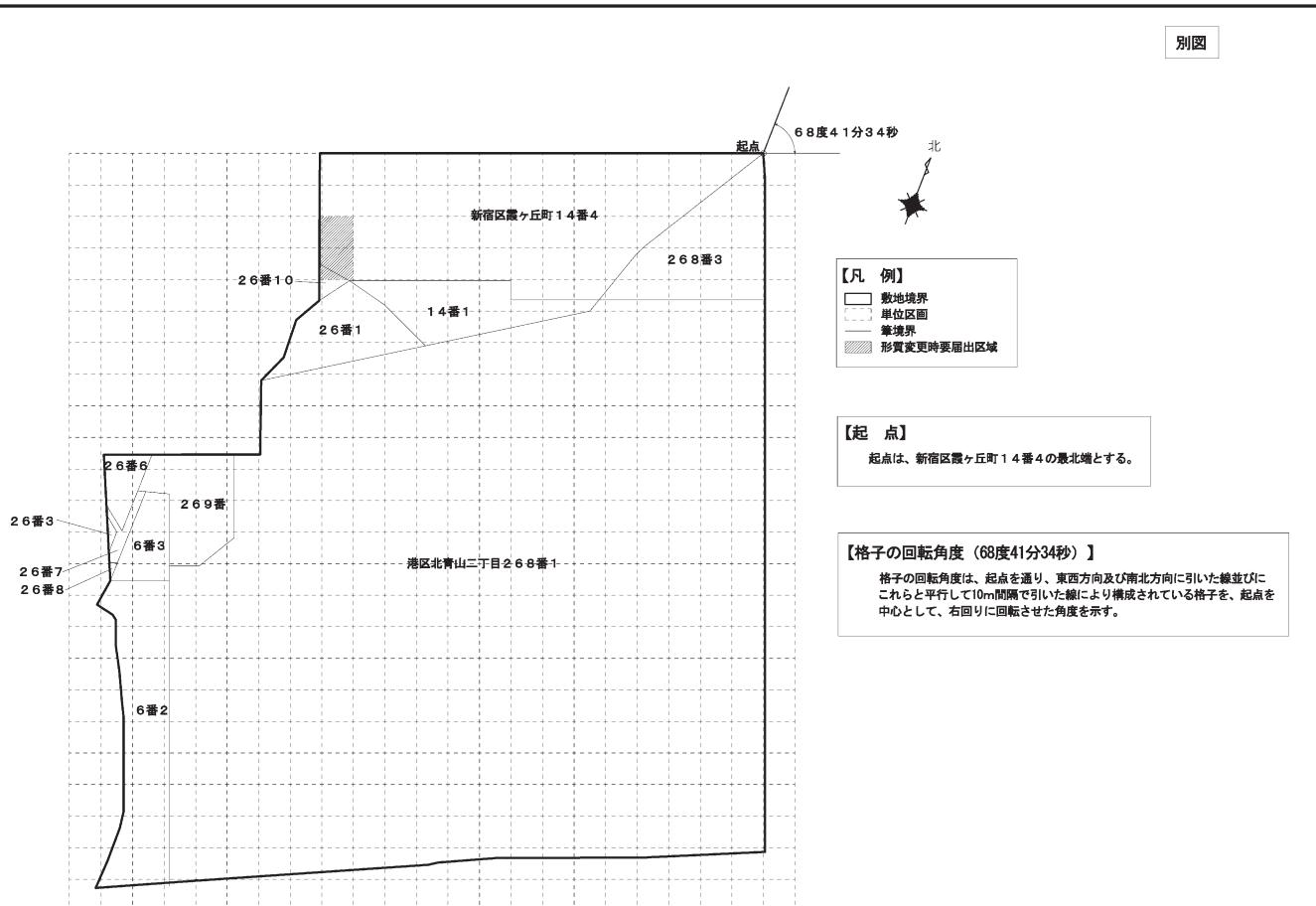
●東京都告示第九百十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」といふ。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

東京都知事 小池百合子
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区北青山二

別図



● 東京都告示第九百十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和六年東京都告示第百五号により
指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項に
おいて準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり
告示する。

令和七年九月十八日

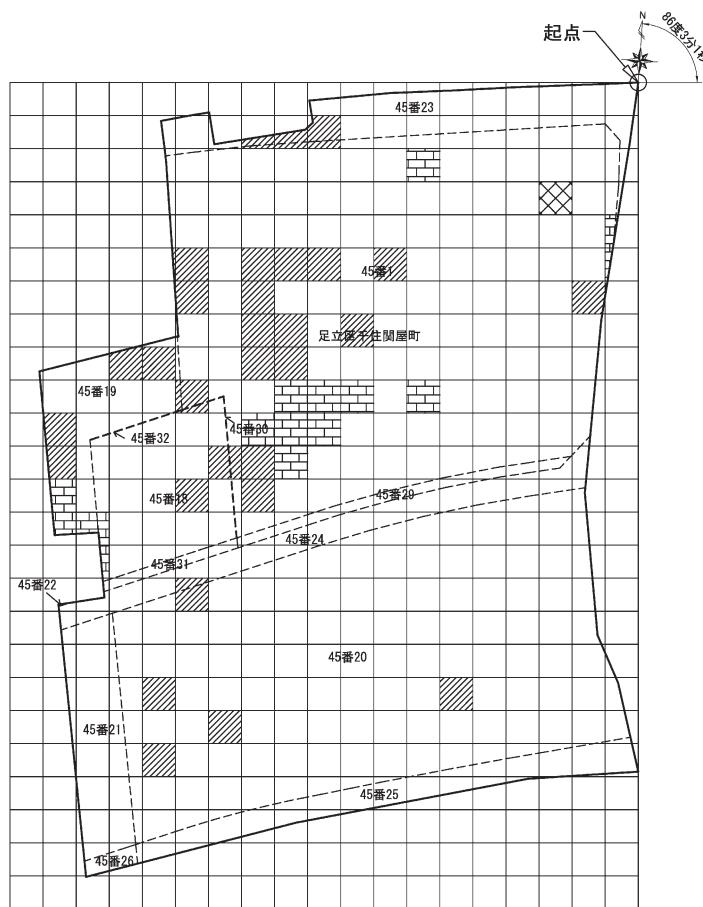
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住関屋
町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム
化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛
及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1085号
により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第105号
により指定した区域)
- 単位区画
- - - 筆境界
- 調査対象地

【起点】

起点は、足立区千住閑屋町45番23の最北端とする。

【格子の回転角度 (86度3分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第九百十九号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和五年東京都告示第十二十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

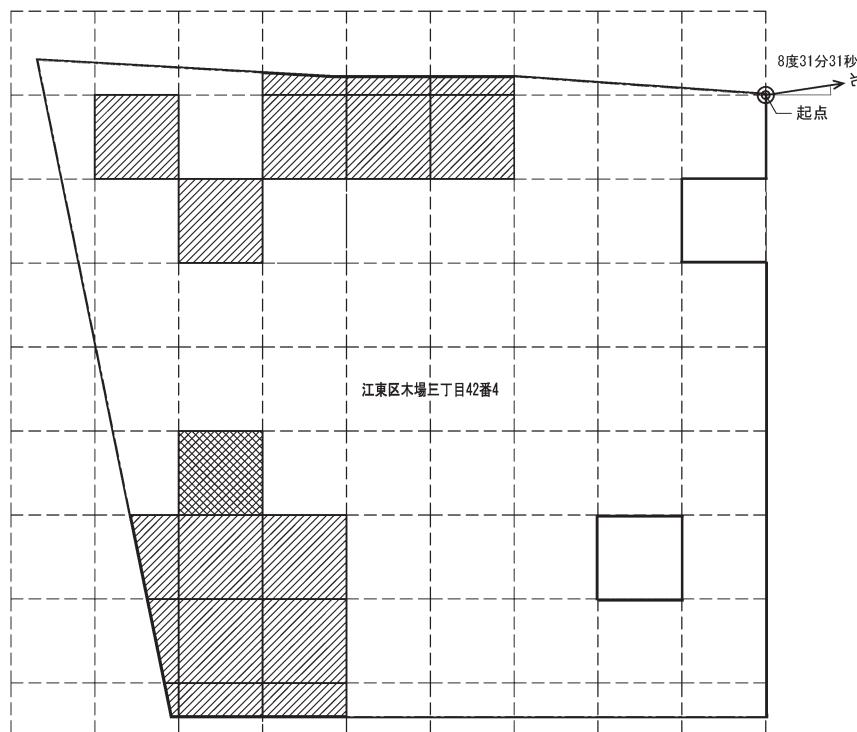
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区木場三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
起点は、江東区木場三丁目42番4の最北端とする。

【格子の回転角度（8度31分31秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第1026号により指定した区域)
- ▨ 指定を解除する区域

● 東京都告示第九百二十号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和七年東京都告示第七百三十九号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

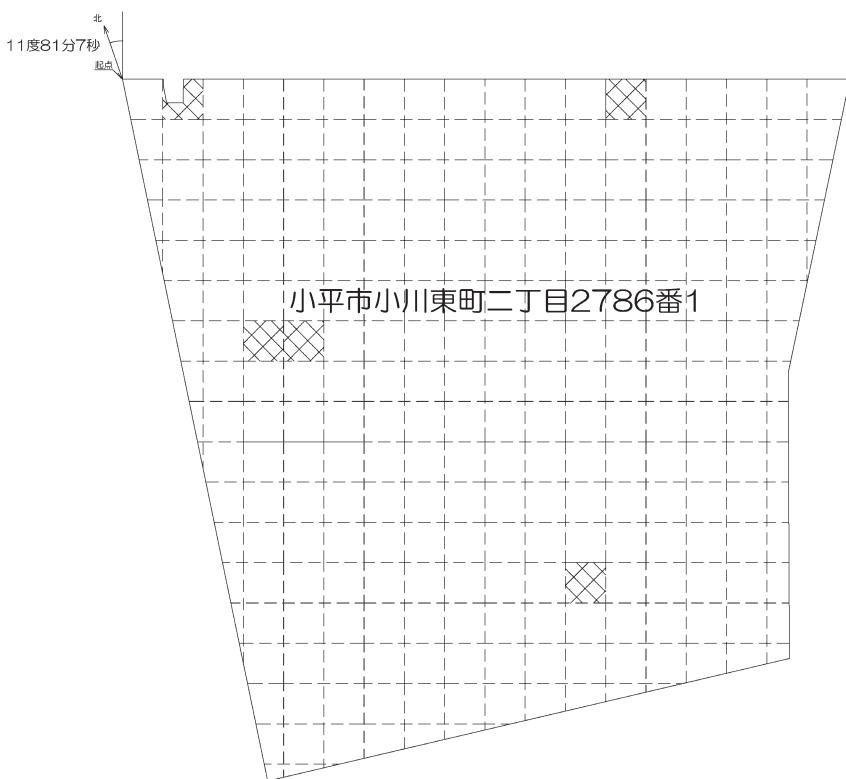
令和七年九月十八日

東京都知事 小池百合子
一 指定を解除する区域 別図のとおり（小平市小川東町
二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
起点は、小平市小川東町二丁目2786番1の最北端とする。

【格子の回転角度（11度81分7秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
□ 敷地境界
--- 単位区画線
×× 指定を解除する区域

● 東京都告示第九百二十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり河川予定地を指定する。

なお、関係図書は、令和七年九月十八日から二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十八日

東京都知事 小池百合子

一 河川の名称

多摩川水系一級河川川口川

二 河川予定地として指定する区域

八王子市川口町千六百十六地内から千六百十八番一まで（次の略図に表示した箇所）

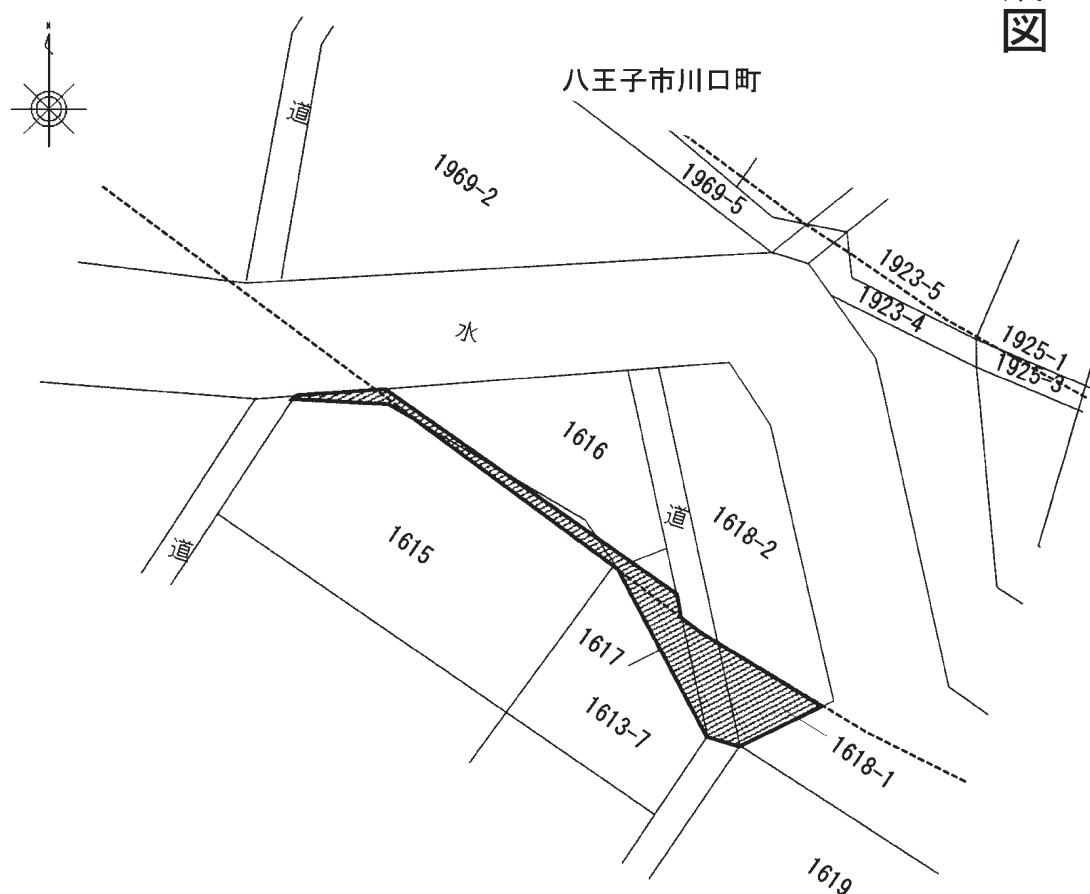
略
図

多摩川水系一級河川川口川河川予定地箇所図

八王子市川口町地内

■ 河川予定地指定区域 ||| 計画線

案 内 図



発行 東京
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001

